

公益社団法人日本木材加工技術協会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、公益社団法人日本木材加工技術協会（英文名 Wood Technological Association of Japan）と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 本法人は、理事会の決議を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、木材（竹材等を含む）加工・利用に関する学術の振興と技術の向上及び普及を図り、わが国の木材産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材加工・利用技術に関する年次大会、講演会等の開催
 - (2) 機関誌（木材工業）、図書等の刊行
 - (3) 木材接着士等の資格認定
 - (4) 木材加工・利用技術に関する調査・研究
 - (5) 木材加工・利用技術に対する顕彰
 - (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国で行う。

第3章 会 員

(種別)

第 5 条 本法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 団体会員 本法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
 - (3) 賛助会員 本法人を賛助するために入会した個人、法人又は団体
 - (4) 名誉会員 本法人に特別の功労のあった者又は木材加工・利用技術の進歩に著しい功績のあった者で、理事会の決議を経て推薦され、本人の同意を得た者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 6 条 本法人の会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会で別に定めた会費規程に基づき会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会届を会長あてに提出して、理事会の決議を経て、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において除名することができる。

この場合、その社員総会の開催の日の1週間前までに、その会員に対し、その旨を書面をもつて通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (2) 死亡したとき又は失踪宣言を受けたとき
- (3) 会員である法人又は団体が消滅したとき
- (4) 引き続き2年以上会費を滞納したとき
- (5) 総正会員が同意したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第8条、9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 12 条 本法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、総正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡、公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した目的、審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第15条 定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員現在数の5分の1以上の社員から会議の目的を記載した書面によって開催の請求が会長にあったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、開催日の2週間前までに、その会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある場合は、副会長又は他の理事がこれにあたる。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、正会員総数の半数以上でかつ議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散
- (6) 合併契約の承認
- (7) 長期借入金の借入並びに重要な財産の処分
- (8) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席正会員の中からその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第21条 本法人に、理事15名以上25名以内、監事2名を置く。

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事、3名以内を常任理事とする。

3 会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係があ

る者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事も同条第4項及び第5項と同様とする。

(理事の職務・権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本法人の職務を執行する。

- 2 会長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務上の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第24条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限行使すること。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 挿欠又は増員により選任された理事又は補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問)

第 28 条 本法人に、顧問を若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は無報酬とする。
- 4 顧問は、理事会又は会長の諮問に応じ、会務運営上重要な事項に関して意見を述べる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 本法人には、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるものほか本法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度原則として4回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に対して開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第24条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は前条第2項第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記した書面をもつて、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある場合は、副会長又は他の理事がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(常任理事会)

第36条 本法人に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 常任理事会は、会長が招集する。

5 常任理事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 理事会の審議事項の検討等の準備
- (2) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項の検討

6 常任理事会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第37条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本法人の事業計画及び収支予算については会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第41条 資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の決議を得なければならない。

2 重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

第9章 部会及び委員会

(設置等)

第42条 会長は、本法人の事業目的を遂行するため、必要な部会及び委員会を理事会の決議を経て設置することができる。

2 部会及び委員会を構成する委員を正会員又は正会員以外の者に、理事会の決議により会長は委嘱することができる。

3 部会及び委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局等

(事務局)

第43条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2 重要な使用人の任免は、理事会の決議により会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関しては、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第45条 本法人は、社員総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取

消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第49条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第50条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公告）

第51条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 换則

（委任）

第52条 この定款の定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の代表理事は富田文一郎とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。